

## 子育て支援・少子化対策特別委員会記録

開催日時 平成26年2月20日(木) 10:03~11:35

開催場所 第3委員会室

出席委員 8名

今井 光子 委員長

宮木 健一 副委員長

藤野 良次 委員

乾 浩之 委員

安井 宏一 委員

奥山 博康 委員

米田 忠則 委員

出口 武男 委員

欠席委員 なし

出席理事者 西岡 こども・女性局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 2月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<質疑応答>

○今井委員長 ただいまの説明、報告、またはその他の事項も含めまして、質疑があればご発言願います。

○藤野委員 それでは、1点の要望と1点の質問を行います。

まず、要望としましては、この「平成26年度予算案・平成25年度2月補正予算案の概要」にもありますとおり、認定こども園の件です。現在、幼稚園の機能、あるいは保育園の機能、分かれながらの認定こども園も県内にはあるとお聞きしておりますが、これが平成27年度に、本格的に両機能をあわせ持った認定こども園になっていく方向であるとお聞きしております。この中で、園長の人事なり、あるいは保育料なりがいろいろと改定になるかと思えます。今年度にかけて市町村と連携を、あるいは積極的な指導も含めて、ぜひとも県でそのような対策、対応をお願いしたいと要望させていただきます。

それでは質問に移ります。一昨年、子ども・子育て支援新制度ということで、国におい

ては、子ども・子育て関連3法が施行されました。その推進ということで、子ども・子育て支援推進会議が県で設置されておりますし、各市町村でもそのような方向で進められるとお聞きしておりますが、現在の県内の設置状況についてお聞きします。

**○辻子育て支援課長** それでは、子ども・子育て支援新制度に向けました市町村の子ども・子育て会議の設置状況についてお答えいたします。

既に設置済みが27市町村でございます。今年度に設置する予定が10市町村、この2月、3月の市町村議会で条例等を審議していただきまして、設置される予定になると思います。それと、来年度当初の設置予定は2町となっております。今後も、早期設置に向けて支援してまいりたいと考えております。

**○藤野委員** つまり、予定も含めて全てその方向で進んでいると認識させていただいたと思いますが、もう既に設置されて取り組みを進められているところも当然あります。その中でも、アンケート調査を市民、町民、村民にされて、そのアンケート結果も県にフィードバックしているところもあると思います。大体の結果なり、あるいは今後の組み立て方、日程スケジュールも出ていると思いますが、県で把握している中でお教えできる分があればお願いします。

**○辻子育て支援課長** 委員お述べのとおり、ニーズ調査を行っております。その状況ですが、既に調査完了が21市町村でして、集計中が15市町村です。今、調査票を配って調査をしているところが2町村です。これからしようと準備しているところが1村あります。

調査につきましては、おおむね順調に進んでいるかと思っております。今後のスケジュールですけれど、先ほど県に届いているかどうかとお尋ねがございましたが、この単純集計につきましては、集計されたものが今、順次県に届いております。そこから、必要量の見込みを算出しまして、市町村からまた県に送付されるわけですが、今作業中ですので、これからの作業になります。それをまた集計しまして、来年度、県の子ども・子育て支援推進会議で審議していきたいと考えております。以上です。

**○藤野委員** このアンケート調査は、私の出身の大和郡山市でもやっておられて、既にホームページでも掲載されており、アンケート内容も大体見ておりますし、結果も見ております。潜在保育士など、問題点もいろいろと拾い上げて、このアンケート調査結果でも出ているのですけれども、今後、各市町村でこういった流れのもとで計画を立てていくことになります。県はそれに対してどのようなかかわり方というか、県にも、子ども・子育て支援推進会議があるので、総括するだけではないと思うのですけれども、どのようなかか

わり方を各市町村に対して行っていくのか、疑問に感じましたのでお尋ねします。

**○辻子育て支援課長** まず、市町村への支援や連携につきましては、先ほど委員もお述べのとおり、平成24年8月に新法が、子ども・子育て関連3法が成立しまして、3回にわたり全体会議を持ちまして説明会をしたところです。今年度になりまして、全体では意見交換がしにくいところがありますので、4ブロックに分けまして、9月から10月にかけて第1回、ことし2月に第2回目を開催しまして、計8回開催したところでございます。計画につきましては、県の役割と申しますのは、市町村間の調整ということになるのですけれども、圏域に分けまして、出てきました市町村のものを積み上げまして、それを調整していくことになっております。以上です。

**○藤野委員** 県の役割ということで、当然市町村の調整、あるいは県内の把握ということもあるとは思いますが、財政の厳しい市町村も当然あるかと思えます。その中でも保育に関連するさまざまな事業について積極的に取り組まないといけないけれども、財政の厳しい中で少し戸惑っている部分も当然出てくるかと思うのですが、県なりの支援、側面的サポートというか、そういう面での今後の協力をぜひともお願いしたいと思えます。以上で質問を終わります。

**○今井委員長** ほか、質問ございませんか。

**○乾委員** いろいろな議案の説明、詳しくありがとうございました。

先日、新聞を見ていましたら、子育てを地域で応援という記事がありました。子育てにはお金がかかるし苦勞も多い、そんな負担を少しでも減らそうと地域のお店や企業が子育てを支援する試みが広がっているとあります。平成17年に奈良県が始めた「なら子育て応援団」が最初で、今では同様の取り組みが全国の都道府県で導入されていると紹介されています。これは、妊婦や18歳未満のお子さんのいる世帯を対象として、子育てを応援する企業やお店が、料金等の割引やいろいろな特典などのサービスをしてくれます。中には、住宅ローン金利の優遇というものまであります。その一方、協賛店には、県のホームページで紹介されるなど、事業者側にもメリットがあり、大変うまくいった仕組みだと思えます。今後もこの取り組みの輪を広げていって、県内のお店が全部協賛するぐらいにしたいと願うところでございます。

現在、協賛店の数は幾らぐらいになっているのでしょうか、数字がわかりましたら教えていただきたいと思えます。また、私も、新聞で初めて知ったのですけれども、皆さんに知っていただくようなことを、ホームページなどでもっとアピールしていったらいいのでは

ないかと、奈良県が最初に始めたものが、県外で、ほかにもっといろいろ利用されているのを聞いて、おかしいかと、奈良県はアピールの仕方が少ないのではないかと思うので、よろしくお願ひしたい。

**○辻子育て支援課長** 委員お述べのように、奈良県で初めてやりまして、今は近畿圏共通の「すくすくかんさい」というもので、こういうロゴマークがあるのですけれども、これを提示しましたらいろいろなサービスを受けることができることになっております。2月1日現在の協賛店の数ですけれども1,685店ございます。子育て中の利用者の登録数は1万3,761人となっております。店に対しましては、県民だよりや新聞、商工関係団体などの広報や、いろいろなところで拡大に向けて広報を行いまして、利用者側の子育て中の方につきましては、県民だよりや市町村の窓口、幼稚園、保育園や図書館など、子育て家庭が立ち寄りそうな場所でチラシの配布などによりPRしているところでございます。

さらに、このたび、内閣府におきまして、結婚、出産、育児の一貫した切れ目のない支援ということで、地域子育て支援対策交付金が創設されましたので、これを活用しまして、本県におきましても、来年度から「なら子育て応援団」の協力店舗や企業に対し、協力していただきますよう、子育てしやすい奈良県をPRするための子育て応援キャンペーン活動をさらに充実していきたいと予算要求しているところでございます。今後とも、ますます登録されますように努力してまいりたいと考えております。

**○乾委員** ありがとうございます。

引き続き、皆さんにわかっていただくようなやり方でアピールしていただきたいと要望して終わっておきます。ありがとうございます。

**○今井委員長** ほかに、ご質問、ご意見ございませんか。

**○宮木副委員長** 今、乾委員から内閣府統括の地域における少子化対策強化のお話等があった中で、奈良県内の市町村でもこういう事業をするという計画等が上がっている案件がありましたらお聞かせいただきたいと思ひます。

地域子育て支援対策交付金は、国の補助が10分の10で、都道府県では4,000万円、市町村では800万円とお聞きしています。市町村ではどのような事業が、案件として出ているのかをお聞きしたいのですけれども、お願ひします。

**○辻子育て支援課長** 内閣府の地域子育て支援対策交付金と申しますのは、委員がお述べのように、県でも実施しますし、市町村におきましても実施する予定になっております。

各市町村におきましても、今、予算要求中ですし、内閣府とも協議を重ねておりますが、県内市町村では7市町村から手が挙がっております。具体的には、キャンペーンとかチラシの作成など、そういう広報に多いのですけれども、まだ協議中ですので、具体的にはこれからということになっております。

○宮木副委員長 ありがとうございます。

○今井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員会の運営の都合によりまして、副委員長と進行を交代させていただきます。

○宮木副委員長 それでは、委員長にかわり、委員会を進めさせていただきます。

○今井委員長 なかなか言う機会がなくて、やっと言わせていただきました。私は、子どもの医療費の窓口の無料化問題について質問をさせていただきたいと思います。

2月13日ですが、子どもの医療費の窓口無料化を求める1万1,396名の署名が県に届けられました。私もその席に同席させていただいておりましたが、若いお母さんが子どもたちと一緒にしっかり、お願いしますということで、土井こども・女性局次長に受け取っていただきました。今、子どもの貧困が6人に1人と言われております。地元のアンケートを見ましても、お金がなくて病気を悪くしてしまっでごめんねと子どもに謝った。お金がなくても病院にかかれるようにしてほしい、こういう声が寄せられているところでございます。

その関係で質問をさせていただきたいのですけれども、私は、病院で相談の仕事を長年しておりましたが、そのときに、妊娠しているお母さんがサラ金で借金をしていたということで、住民票を移さずにそのまま来た方がおられました。その直後に赤ちゃんが生まれたのですけれども、結局、住民票を出さないままに出産をしまして、生まれた赤ちゃんが心臓に障害があったという子どもでした。心臓に障害のある子どもの医療の公的な支援はあったのですけれども、戸籍がないということで結局何の支援も受けられなくて、私も相談を受けながらどうしてやることもできず、2歳で風邪をこじらせて亡くなったという、そんなことがございました。私の子どもとちょうど同じ年だったので、本当に忘れられない思いがございます。

今、国民健康保険の問題では、保険料の支払いが困難な場合には、資格証明書の発行となっておりますけれども、基本的には、子どもについては全ての子どもに保険証を渡すという国の仕組みにはなっております。しかし、実際には市町村の窓口に聞きますと、保険

証を送っても戻ってきたりとか、窓口でとめ置きをしてるとか、そういう事案があるという  
ことで、その中に子どもがいれば、保険証のない子どもが実際には存在していることにな  
っているわけです。こうした保険証のない子どもの問題について、県では把握されている  
のか、もし把握されていないようであれば、ぜひこの点は調査をしていただきたいと思  
います。そのことが1点です。

それから、子どもの医療費助成の問題ですけれども、全国では既に窓口での負担がない  
都道府県が平成24年4月1日、厚生労働省の調査で8県です。宮城県、群馬県、山梨県、  
岐阜県、愛知県、三重県、和歌山県、香川県と、県レベルで8県、市町村レベルでは、自  
己負担のない自治体が950市町村あります。負担があるほうが792市町村ですから、  
全国で53%、半数以上の自治体で子どもの医療費の窓口での負担がない状況になってい  
ます。近畿では、奈良県だけが窓口で負担を払って、後から500円以上が払い戻しにな  
る自動償還制度になっておりますけれども、これを、お母さんからの要望が強い、窓口の  
無料化とした場合に、奈良県では一体どれぐらいの費用がかかるのか、このことについて  
お尋ねしたいと思います。その点でお聞かせください。

**○河合保険指導課長** まず、子ども世帯の国民健康保険証のとめ置きの問題についてお答  
えさせていただきます。

世帯主が保険料を納付しない場合、その滞納について特別の事情がない場合には、保険  
証にかわりまして被保険者資格証明書を交付することになっています。この被保険者資格  
証明書を交付された場合、被保険者が医療機関にかかった場合には、医療費の全額を医療  
機関の窓口で一旦支払うことになっておりまして、その後、保険者から7割還付されるこ  
とになっております。ただ、一旦病院の窓口で10割支払わなければならないことが子ど  
もの受診を抑制するおそれがあることから、平成22年5月に国民健康保険法が改正され  
まして、同年の7月1日から資格証明書世帯の高校生以下の被保険者に対しましては、資  
格証明書にかえて有効期間が6カ月の短期被保険者証を交付することにされまして、通常  
どおり3割、あるいは2割の負担で病院の受診ができる制度がございます。この制度につ  
きまして、国の通知では、短期の被保険者証の交付の趣旨は、滞納世帯との接触の機会を  
設けることであって、一定期間窓口で留保することもやむを得ないけれども、留保が長期  
間に及ぶことは望ましくないとされております。特に、高校生以下の子どもがいる滞納世  
帯に対しましては、窓口における留保を放置することなく、電話連絡、あるいは家庭訪問  
等によりまして接触を試みて、できるだけ速やかに被保険者証が手元に届くようにされて

いるところでございます。

奈良県の状況でございますが、昨年6月1日現在の資格証明書等の交付状況を調査しております。それによりますと、21市町村625世帯におきまして資格証明書が交付されておりますが、このうち高校生以下の被保険者がいる世帯は17世帯となっております。この17世帯のうち、居所不明で返送された2世帯を除きまして、全ての対象者に短期被保険者証が交付されていることを確認しているところでございます。

続きまして、子どもの医療費助成について、窓口負担を無料化した場合、費用がどれくらいかかるのかというところでございます。病院で受診いたしますと、一旦3割、2割、あるいは1割といった自己負担が必要になっておりますけれども、この窓口での一部負担額を不要にする、いわゆる現物給付方式をとりますと、医療保険の各法に定めております一部負担金の窓口払いの原則に反しますことから、市町村国民健康保険に対する国庫負担金の減額調整措置が講じられるとなっております。このため、本県では、この窓口払いの原則にのっとりながら、国庫負担金の減額措置を回避し、かつ、受給者の利便性を確保するという趣旨で自動償還方式により子どもの医療費助成を行っているところでございます。

現物給付方式に変更しました場合、子どもに対する医療費助成、このほかに心身障害者、あるいはひとり親家庭に対する福祉医療制度もございますので、これを全て現物給付方式に変更しました場合には、毎年度約3億円の国庫負担金が市町村国民健康保険に支払われないようになりますので、その辺が費用としてかかってくることとなります。

県と市町村の財政状況が厳しい中で、今後も医療費の増嵩が予想されるところでございます。将来にわたって、福祉医療制度を持続可能で安定的なものとするため、市町村国民健康保険における国庫負担金の確保は非常に大切であると考えておるところでございます。以上でございます。

○今井委員長 今、国のペナルティーの関係で3億円の負担増になるというご説明をいただいたわけですが、少子高齢化という、これから社会が持続していくかどうかという、瀬戸際の中にありまして、この子育ての支援というのは本当に大切な事業だと思っております。全国の全ての都道府県が、子どもの医療の助成制度を実施している中で、本来、国としてこの乳幼児医療の助成制度を創設するべきだと思うわけです。ところが、逆に、そうした積極的な施策をしている自治体に対してはペナルティーをかけていくという国のやり方は、本末転倒ではないかと、私としては怒りがあるわけですが、県は国に對しまして、これのペナルティーはなくしてほしいということを再三要望されていると思う

のですが、どういう形で国に要望されているのかお尋ねしたいと思います。

**○河合保険指導課長** このペナルティー措置に対する国への要望状況でございますけれども、全国知事会におきまして、現物給付に対する市町村国民健康保険への国庫負担金の減額措置を廃止するように要望をしているところでございます。また、今年度におきましては、奈良県、福井県等、13県で構成されます「自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク」において、子育て環境の改善策の一つとしまして、現物給付に対する市町村国民健康保険への国庫負担金減額措置の廃止を提案したところでございます。また、委員長がお述べになりました、国としてこういう制度を創設すべきではないかという点につきましても、全国衛生部長会議、近畿府県民生主管部長会議、近畿府県国民健康保険主管課長会議におきまして、乳幼児等に対する医療費助成は、自治体の財政力等によってサービス水準に格差が生じることは望ましくなく、本来国の施策として統一的に実施されるべきものとして、国による福祉医療制度の創設をしていただきたいと要望をしているところでございます。

**○今井委員長** 国はそれに対してどう言われているのか、わかりましたら教えてください。

**○河合保険指導課長** こういった要望に対して、今のところ国から前向きな回答は得られていない状況ですが、今後とも他府県と歩調を合わせながら粘り強く要望していきたいと考えております。

**○今井委員長** 確かにペナルティーの問題がありますけれども、全国で窓口無料化でやっている自治体が、市町村レベルでいいましたら既に過半数になっているということですので、ぜひ奈良県としても実施していただきたいと思いますし、そうした上で、奈良県からも子どもの医療費の無料化を求める知事連合とか、何かそういうネットワークの呼びかけみたいなことをしていただきまして、ぜひ国に、実現できるような働きかけを積極的にしていただきたいと思うわけですが、もしその点で何かありましたらお聞かせいただきたいと思います。

**○河合保険指導課長** 先ほどもお答えさせていただきましたが、この国に対する働きかけというのは非常に重要になってくると思っております。今年度は、先ほど申しましたように、奈良県、福井県等で構成されますふるさと知事ネットワークにおきましても、新たに要望等しておるところでございますが、引き続き国に対して制度の創設、あるいは国庫負担金の減額調整措置の廃止に向けた要望等に取り組んでいきたいと思っております。

**○宮木副委員長** その他ございませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、委員長と進行を交代します。

○今井委員長 ほかになければ、これをもちまして質疑を終わります。よろしいでしょうか。

なお、当委員会所管事項に係る議案が追加提出をされる場合には、当委員会を、定例会中の3月6日木曜日の午前10時30分に再度開催させていただくこととなりますので、あらかじめご了承お願いいたします。

それでは、理事者の方はご退室を願います。ご苦労さまでした。

委員の方はお残りを願います。

(理事者退席)

ただいまから委員間討議を行いたいと思います。

これまでの委員会及び県内調査の内容を整理して、主なまとめとしてお手元に配付させていただいております。現状、課題と要望等に分け、そして、議論の方向として整理しておりますので参考にさせていただければと思います。

それでは、今後、当委員会の調査、審査事務であります子育て支援と少子化対策に関して、議論すべき方向、また、特に議論を深めるべき課題等につきまして、委員からのご発言をよろしくお願いいたします。

まとめを出さなくてはいけないということになりますので、中間的なまとめのことを、事務局がこの間の議論をもとに、まとめていただいた内容ですけれども、いろいろご意見がありましたら、周知させていただきまして、参考にさせていただきたいと思います。何かありましたら、いかがでしょうか。

安井委員、何か、ございませんか。

○安井委員 この資料は、ここまでの流れをまとめられたものでしょう。

○今井委員長 はい、そうです。

○安井委員 私は厚生委員会に所属していますので、ある程度の、少子化についてはやっているつもりなのですが、先ほどから出ていました、保育所の保育士の確保というところで、資料に書いていますように、少子化に向かってこの社会は進んでいく。一方で、保育士をもっと拡充しないといけないという課題、特に公立の保育所にしても、保育所は必要だけれども、正規の保育士を充実していくと、ふやしていくことについては、出生率から見て、正規の保育士を採用していく分については少子化の中でなかなか伸びが見

られない。非正規になってしまうと、その年度によって、待遇の格差とか、非正規と正規との差というのが想像以上に大きい。この大きい格差を、解消していかないと、正規であろうと非正規であろうと、立場は違っても、同じ仕事をするとしますのでやや差が大きいなということは現場から聞いてます。そこを解消していくことこそ保育士の確保につながってくると思います。ただ単に、休んでおられる方を掘り起こしていくことも大事ですが、掘り起こすためには、待遇を見直すことが必要であると思います。

○今井委員長 そうですね。とても大事なご発言いただきました。ありがとうございます。ほか、何かお気づきの点はございませんか。

○奥山委員 この子育て支援・少子化対策の特別委員会の中で、一番大事なのは、第1番、2番ではなしに、少子化対策についてどのようにしていくかという基本、将来の奈良県、日本に向かってというのは、余り数字ばかりは、とアンケートに出ているけれども、対策も考えないといけないと思います。結婚対策委員会もつukらないといけないぐらいのつもりで対応していかないと、少子化、少子化と言っても、その原因があるわけです。原因というのが、31歳が結婚ぐらいの年になると、物理的に、どうしても授かる子どもの人数は少なくなってくるということです。基本的に結婚が、皆さん、遅いですからね。遅いし、男の人はもうかなり、いや、もういいよというような数字も出ていたでしょう。この辺の解消をしなかったら、少子化対策ということで、数字ばかり出てきても。でも、日本全国で富山県とか何かいろいろ数字が上がっているではないですか。だから、ああいうことって、奈良県だってできないのかと、ずっと前々から言っているのだけれども、将来に向かって我々がやることは、この少子化、人数を、子どもの合計特殊出生率2.2ぐらいまでなるような、奈良県になるためにはどうしたらいいかということをしなければいけない。当然それは、地域の子育て支援なり、保育の充実とかあるのです。でも、大前提の子どもがふえない。これに、しっかりもうちょっと議論を深めたいと思ってます。

○今井委員長 どうぞ、自由に意見を述べてください。

○宮木副委員長 子育て支援においての少子化対策で、出会いがあって、結婚があって、妊娠があって、そして子育てが始まったり、デリケートな問題ですけれども、実は、離婚率の増加というものもあると思うのです。この事業展開の中に、離婚ということについてはなかなか触れられていないのです。だけど実は、奥山委員が言われた、結婚のすばらしさ、大切さというのを伝えていかないといけないのと同時に、離婚をどのようにして食い止めるか、そういう機関とか、行政としての指導みたいなのが少子化対策に必要なのではないかと

思うのです。ただ、デリケートな話題だけに、離婚というのはどう対応していったらいいかというのは難しい問題だと思うのです。

○今井委員長 さっき、あまり結婚したくないという数字の中に、非正規の人にそういう意見が多いということで出ていたと聞きました。

○奥山委員 ちょっとでしょう。それでも順位にしたら1位、2位になるけれど、ほとんど数字的には大きな差ではなかったでしょう。非正規をいろいろ言うよりも、若い人がもっと結婚はすばらしいことだし、ちゃんと、これが30%、40%の違いだったらね、いや、非正規の人が結婚しにくいって言ったら、次のまた課題になると思うのです。実際、そんなに数字は変わっていなかった、びっくりするほどの差はない。

だから、今、委員長がおっしゃった、非正規のほうに持って行って、これまた結果的には結婚、また仕事がないってことの議論になってしまったら、また違う方向へ議論を進めていけないようになると思うのです。ただ、非正規と言ったときに、数字あまり変わらないかなって、10%ぐらいでしょう。それが30%も違ったらちょっと困ったなど思うのですが、あ、こんなものだと。非正規の人も、結婚願望はあるのだなというのが、わかっただけできょうは、数字的にはインプットしているわけです。大事なのです。非正規も、それは当然、正規職員でしっかりとというのはもちろん思っています。ただ、それを表に出してこの少子化で、結婚、晩婚という形を、果たして解決できるのかと思うだけで、もっと若い人に結婚を早めてもらおうという意見を言っただけなのです。

○藤野委員 ざっくばらんでいいですか。

○今井委員長 はい、ざっくばらんで、どうぞ言ってください。

○藤野委員 今の結婚の話ですが、行政が、啓蒙啓発で結婚しなさいと言っても、でも、その前にちょっと教えていただきたいのですけれど、結婚わくわく何とかかんとかと言って取り組んだことありますが、結論的にはどうなっていったのですか。

○今井委員長 今もやっていますよ。結婚応援団です。

○藤野委員 やっているのですか。

○奥山委員 結構ペアができていて結婚されているみたいです。

○今井委員長 登録するといろんなイベントの案内が来るのです。出会いの場が紹介されて、そこに参加していろいろとイベントをやって、カップルも結構、誕生しているそうですね。

○安井委員 その事業は、理事者側も今あまり言わないな。

○今井委員長 そうですね、最初のころほどね。

でも、結構、何か登録している人には連絡が行って、どこか食事だとか、何か一緒に作業をするとか、いろんな形の出会いの場が紹介されてくるみたいです。だから、さっき乾委員が言った、子育て支援をもっと知らせるのもそうだけど、そういうのがあるのを積極的に知らせて、登録をしてもらい、場所をみんなに提供するのも一つの方法です。

○安井委員 いわゆる結婚して子どもができるというような、日本式というか、日本のそういう考え方、しかし外国へ行けば、結婚しなくても随分子どもの数がふえて、欧米でも少子化が解消したという、そこには必ずしも結婚して子どもができたではなしに、結婚しなくて子どもできている方の数もかなりあるみたいで、日本も割とふえてきているのではないですか。結婚、結婚と言わないで、言うのは日本式であって、子どもの数の増加傾向の中には、結婚しないで子どもできているのも最近は多いと思います。

○奥山委員 それ、どこの国ですか。

○安井委員 フランスです。

○奥山委員 それは、制度の問題と違って、結婚して子どもが生まれて、生活が最初で一旦別れるようにして、そしたら、国からの収入がふえるということで、週末は必ず子どもと一緒に住んでいるというのは、イギリスに行って実際に聞きました。だけれど、結婚せずに子どもだけ産むというのが、どれだけふえているのか、フランスのテレビでしているようなら、その数字を見てみたいです。どれぐらいの割合か、そんなに確率は高くないと思う。それをいったら、子どもをどんどん、男は女性に産ませるように頑張れよという変な話になってくるように思います。

○安井委員 だから、日本でもふえてきているのではないかと。日本の実態は知りませんが。

○奥山委員 離婚はふえていても。

○安井委員 まあ、そんなことよりも、結婚をまずするということです。

○奥山委員 だから、富山県は昔の仲人おばちゃんみたいな方がたくさんいて、理容組合や美容院とかの女性経営者がおせっかいおばさんで、あんた、もうこの年やからこのこどうやと言って、そこで写真を見せて、それなら、今度、来週でも会うかというのがかなり広まって結婚の率が高くなっているのは、富山県だったと思うけれども。それは評価されていたのを覚えています。奈良県に合うかどうかは別にして、このごろは、そのおせっかいおばさんはあまりいないでしょう。

○今井委員長 いないですね。

○安井委員 いや、言っても聞かない人が多いですね。ないことはないけれども。

○藤野委員 晩婚の場合はやっぱり子どもの数が少ない。

○安井委員 それはしかたがない。

○藤野委員 おっしゃるように、早く結婚してというのが一番子どもの数がふえる要素だからね。

○奥山委員 女性が31～32歳で結婚したら、どうしても第1子が34～35歳になるので、物理的に2人が精いっぱいになるのではないですか。だから、もう少し早目に結婚をと思うのですが。以上でございます。

○今井委員長 よろしいですか。

非常に貴重な意見交換できまして、ありがとうございます。

それでは、今後、当委員会の調査・審査事務であります、子育て支援と少子化対策に関して、委員からの発言をいただきました。

これをもちまして、委員間の討議を終わります。

次に、6月議会で行う中間報告についてですけれども、正副委員長に一任していただきますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、中間報告に記載すべき事項があれば、またご意見をお寄せください。よろしくお願いたします。

次に、児童虐待に関して、相談の急増や重篤化に伴い、大きな社会問題となっております中で、相談環境の改善や一時保護所の機能も強化された、子ども相談棟が2月1日に竣工されました。児童虐待を受ける子どもの被害状況やその後の経過の実態を把握するために、中央こども家庭相談センターに調査に参りたいと考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

日程等につきましては、5月中旬ごろを考えておりますので、正副委員長で協議の上で進めさせていただきたいと思っております。もし5月中旬ごろで、この日は都合が悪いというがありましたら、またお知らせいただきたいと思います。

それでは、これをもちまして、本日の委員会を終わります。ありがとうございました。

